3つの Advanced Computing FDP 規定

米満啓

1. 本稿の趣旨

2023. 11·17 施行の半導体規制強化 EAR 条文に、3 つのよく似た直接製品規定があります。

- ・ § 734.9(h) (2) (ii) ··Advanced Computing の FDP ルール
- ・§ 742.6(a)(6)(ii) ・・半導体製造/Advanced Computing 関連の RS(Regional Stability)規制 ・・・・ § 734.9(h)(2)(ii)で規定された FDP に焦点
- ・§ 744.23(a)(3)(ii) ··Advanced Computingの End Use/End User 規制 ···§ 734.9(h)(2)(ii)で規定された FDP に焦点

上記の3規定、書きぶりも相当にややこしく、しかも内容的にも重複が多いため、恥ずかしながら 私は「同じことを3回繰り返している」ようにずっと思っておりました。もちろん「全く同じ」のわ けはありません。どこかに違いがある筈です。そこに注目して、各規定の役割・棲み分けを考えた結 果が本稿です。

結果をかいつまんでいうと、

- ・§734.9(h)(2)(ii)は、それに該当しても「即要許可」というものではありませんでした。 該当の扱いは、あくまでも「EAR 対象となる」にすぎず、許可要否は別の条項で規定される ものだからです。(但し「EAR 対象技術」となる以上、その技術から生まれる直接製品も EAR 対象品として規制を受ける可能性が生じていることには要注意です。)
- ・一方、**§**742.6(a)(6)(ii)と**§**744.23(a)(3)(ii)は、どちらも許可要否の条項です。 両者の**違いは3つ**。

対象技術情報の移動元と移動先、

それから**要許可のトリガー**が、§ 742.6(a)(6)(ii)では「その事実」であるのに対し § 744.23(a)(3)(ii)では「そのような認識」という点です。

2. § 734.9(h) (2)(ii)の位置づけ

2.1 即「要許可」ではなかった

冒頭で私は「§734.9(h) (2)(ii)は、それに該当しても『EAR 対象となる』にすぎない」と述べま した。「アレ? CISTEC 解説では『要許可となる』だぞ」と思われた方もおいででしょう。実は私も 以前は「要許可」とアチコチで述べていました(例えば2022.11.16記事)

しかしこの規定草案が公表された 2022. 10. 13 付け Federal Register には、次の解説があります。

E. Revising the Entity List Foreign Direct Product Rule Under \$ 734.9(e) and Establishing Two New Foreign Direct Product Rules for Advanced Computing and "Supercomputers" Under § 734.9(h) and (i)

In § 734.9 (Foreign-Direct Product (FDP) Rules), this rule revises § 734.9(e) (Entity List FDP rule) to add a new product scope and end-user scope for entities on the Entity List identified with a new footnote 4 and adds new paragraphs (h) (Advanced computing FDP rule) and (i) ("Supercomputer" end-use FDP rule) to the EAR. OAs with the other FDP rules, these new FDP rules define when certain foreign made items are subject to the EAR. ¿License requirements associated with these foreign direct products are found in § 742.6(a)(6) of the EAR, as well as in new § 744.23, described below. The license requirement for the Entity List entities designated with footnote 4, is found in a new § 744.11(a)(2)(ii) of the EAR and in such entities' entries in supplement no. 4 to part 744, as described below.

下線部①では、これに該当すると「EAR 対象になる」(まだ要許可とは限らない) ことが記されてい ます。そのうえで「EAR 対象になった」後の、許可要否の規定として§742.6や§744.23 が登場する **ことが下線部②で述べられている**わけです。

また § 734.9(h) の条文にも「これに該当したら要許可」とは書いてありません。

私は基本的なところで誤解をしていたのだと気づきました。記事(2022.11.16付け)を読んで下 さったみなさんにお詫びします。

さて気を取り直して、もう一度条文に取り組んでみましょう。もしこれらの規定の関係が上記のよ うなものであるなら、冒頭に述べたような「同じことを3回繰り返して」いないことが、条文上でも 見て取れるはずです。発言するなら、やはりきちんと条文を理解した上でなければ、と反省しつつ読 み返すことにします。

2.2 § 734.9(h)の(1)(i)(B)(1)と(2)(ii)の論理構成

下記は2023年11月版§734.9 (h)です。

§ 734.9 (h) Advanced computing FDP rule

なるほど「該当したら要許可」ではない

A foreign-produced item is subject to the EAR if it meets both the product scope in paragraph (h)(1) of this section and the destination scope in paragraph (h)(2) of this section. See § 742.6(a)(6) of the EAR for license requirements and license exceptions and § 742.6(b)(10) for license review policy applicable to foreign produced items that are subject to the EAR under this paragraph (h).

(1) Product scope of advanced computing FDP Rule.

The product scope applies if a foreign-produced item meets the conditions of either paragraph (h)(1)(i) or (ii) of this section. ※ (ii)は略

(i) "Direct product" of "technology" or "software."

A foreign-produced item meets the product scope of this paragraph if it meets both the following conditions:

- (A) The foreign-produced item is the "direct product" of "technology" or "software" subject to the EAR and specified in 3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D090, 4D993, 4D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D002, 5D991, 5E001, 5E991, or 5E002 of the CCL; and
- (B) The foreign-produced item is:

X

- (1) Specified in ECCN 3A090, 3E001 (for 3A090), 4A090, or 4E001 (for 4A090) of the CCL; ※ (B)(2)は略
- (2) Destination or end use scope of the advanced computing FDP rule.

A foreign produced item meets the destination scope of this paragraph (h)(2) if there <u>is "knowledge"</u> that the foreign-produced item is: ※ (i)は略

(ii) "Technology" "developed" by an entity headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5, for the "production" of a mask or an integrated circuit wafer or die.

§ 742.6(a)(6)(ii)及び§ 744.23(a)(3)(ii)には、「§ 734.9(h)の(1)(i)(B)(1)と(2)(ii)に consistent な形で EAR 対象になる」という要件が登場します。それはどういうことなのかを因数分 解したのが下記の論理式です。

X

(h)(i)(A) EAR 対象かつ 19種 ECCN の 技術・S/W から生まれた

(1) (i) (B) (1) 生まれた技術の ECCN の分類が 3E001 (for 3A090) 4E001 (for 4A090)

(2)(ii)開発者が 澳門/D5 系企業 とわかっている

(2)(ii)その技術の用途が マスク・IC ウエハ X ・ダイの製造用 とわかっている

EAR 対象

「19種 ECCN」とは

3D001, 3D991, 3E001, 3E002, 3E003, 3E991, 4D001, 4D993, D994, 4E001, 4E992, 4E993, 5D001, 5D991, 5E001, 5E991 + 5D002 + 5E002 + 4D090

条文には3A090、4A090の記載もあるが これらは技術の項番でないので無関係

2022 年 10 月版では中国系企業だけだったが 2023年1月改正で澳門が追加され、更に 2023年11月改正でD5(中国以外の)も 対象に加えられている

2.3 § 742.6(a)(6)(ii)の論理構成

§ 742.6(a)(6)(ii)

(ii) Exports from abroad originating in either Macau or a destination specified in Country Group D:5.

A license is also required for the export <u>from abroad originating in either Macau or a destination specified in Country Group D:5 to any destination worldwide excluding any destination also specified in Country Groups A:5 or A:6, of 3E001 (for 3A090) technology developed by an entity headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5 that is the direct product of software subject to the EAR and is for the "production" of commodities identified in ECCNs 3A090, 4A090, 3A001.z, 4A003.z, 4A004.z, 4A005.z, 5A002.z, 5A004.z, or 5A992.z, consistent with \$ 734.9(h)(1)(i)(B)(1) and (h)(2)(ii) of the EAR. (2023.11.17 版)</u>

これを受け、CCL(規制品リスト)では規制地域を次のように記しています。

RS applies to "technology" for commodities controlled in 3A090, when exported from Macau or a destination specified in Country Group D:5 Worldwide (See § 742.6(a)(6)(ii).

> 3A090, 4A090, 3A001. z, 4A003. z, 4A004. z , 4A005. z, 5A002. z, 5A004. z, 5A992. z

「9種 ECCN」とは

上記で「要許可」となるのは、下記5要件すべてに該当とケースです。

<u>移動元が</u> <u>澳門/D5 国</u> <u>移動先が</u> <u>全世界</u> (A5/A6 除く)

その技術の ECCN の分類が 3E001(for 3A090)

開発者が 澳門/D5 系 企業

Χ

スの技術が § 734.9(h)の (1)(j)(B)(1)と (h)(2)(ii)による EAR 対象 S/W の 直接製品 X その技術の用途が 9種 ECCN

第2項 (その技術の ECCN が 3E001 (for 3A090)) 第4項 (その技術が § 734.9(h) の(1) (i) (B) (1) と (h) (2) (ii) による EAR 対象 S/W の直接製品) に注目下さい。前頁の式に照らすと

(h) (i) (A) <u>EAR 対象</u>かつ 19種 <u>ECCN</u> の 技術・S/W から生まれた

Χ

(1)(i)(B)(1) 生まれた技術の ECCNの分類が 3E001 (for 3A090) 4E001 (for 4A090)

(2)(ii) 開発者が X <u>澳門/D5 系企業</u> (2) (ii) その技術の用途が マスク・IC ウエハ ・ダイの製造用 とわかっている

です。つまりここで「要許可」とされるのは「§734.9(h)の(1)(i)(B)(1)と(h)(2)(ii)によりEAR 対象とされた技術」のうち、

その技術の親が EAR 対象の S/W で、その技術が 3E001 (for 3A090) で かつ用途が 9 種 ECCN 品の 3 条件を満たすものを 澳門/D5 国から (A5/A6 国除く) 全世界へ送ること、だったのです。 最初の頁で述べたように、「EAR 対象になった」後の、許可要否の規定としての § 742.6 であることが 裏書されたと言えます。

2. 4 § 744.23(a)(3)(ii)の論理構成

§ 744. 23 (a) (3)

In addition to the license requirements for items specified on the CCL, you may not export, reexport, or transfer (in-country) without a license any item subject to the EAR described in paragraphs (a)(1) through (4) of this section when you have "knowledge" at the time of export, reexport, or transfer (in-country) that the item is destined for a destination, end use, or type of end user described in paragraphs (a)(1) through (4) of this section, unless excluded by paragraph (a)(5) of this section. (3) Advanced computing items. ※ (i) 以略

- (ii) ECCN 3E001 (for 3A090) "technology" when it meets all of the following:
- (A) The technology is developed by an entity headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5;
- (B) The "technology" is subject to the EAR pursuant to the foreign direct product rule in § 734.9(h)(1)(i)(B)(1) and (h)(2)(ii) of the EAR;
- (C) The "technology" is for reexport or transfer (in-country) from or within a destination specified in Country Group D:1, D:4, D:5, excluding any destination also specified in Country Groups A:5 or A:6, to any destination worldwide; and
- (D) The "technology" is for the "production" of commodities or software specified in ECCN 3A001. z, 3A090, 4A003. z, 4A004. z, 4A005. z, 4A090, 5A002. z, 5A004. z, or 5A992. z. (2023. 11. 17 版)

上記で「要許可」となるのは、下記5要件すべてに該当と知っている/知りうるケースです。

移動元が D1/D4/D5 国 (A5/A6 除く) 移動先が 全世界

その技術の X ECCN の分類が 3E001(for 3A090)

開発者が X 澳門/D5 系 企業 その技術が § 734.9(h)の (1)(i)(B)(1)と (h)(2)(ii)による EAR 対象 S/W の 直接製品

その技術の用途が 9 種 ECCN

第2項 (その技術の ECCN が 3E001 (for 3A090)) 第4項 (<u>その技術が § 734.9(h) の(1) (i) (B) (1) と (h) (2) (ii) による EAR 対象 S/W の直接製品</u>) は § 742.6(a) (6) (ii) と同様に

(h) (i) (A<u>)</u>
EAR 対象かつ
19 種 ECCN の
技術・S/W
から生まれた

X

(1) (i) (B) (1) 生まれた技術の ECCN の分類が <mark>3E001 (for 3A090)</mark> 4E001 (for 4A090) (2)(ii) 開発者が 澳門/D5 系企業 (2)(ii) その技術の<u>用途が</u> X マスク・IC ウエハ ・ダイの製造用 と<u>わかっている</u>

X

です。つまりここで「要許可」とされるのは「§734.9(h)の(1)(i)(B)(1)と(h)(2)(ii)により EAR 対象とされた技術」のうち、

その技術の親が EAR 対象の S/W で、その技術が 3E001 (for 3A090) で かつ用途が 9 種 ECCN 品の 3 条件を満たすと知っている/知りうるものを D1/D4/D5 国 (A5/A6 国除く) から全世界へ送ること、だったのです。最初の頁で述べたように、「EAR 対象になった」後の、許可要否の規定としての \$ 744. 23 であることがここでも裏書されたと言えます。

3. § 742.6(a) (6) (ii) と§ 744.23(a) (3) (ii)

条文を並べて見ると、たしかによく似ています。内容が重なる箇所を網掛けしてみました。

§ 742.6(a)(6)(ii)

(ii) Exports from abroad originating in either Macau or a destination specified in Country Group D:5.

A license is also required for the export from abroad originating in either Macau or a destination specified in Country Group D:5 to any destination worldwide excluding any destination also specified in Country Groups A:5 or A:6, of 3E001 (for 3A090) technology developed by an entity headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5 that is the direct product of software subject to the EAR and is for the "production" of commodities identified in ECCNs 3A090, 4A090, 3A001.z, 4A003.z, 4A004.z, 4A005.z, 5A002.z, 5A004.z, or 5A992.z, consistent with § 734.9(h)(1)(i)(B)(1) and (h)(2)(ii) of the EAR.

§ 744. 23 (a) (3)

In addition to the license requirements for items specified on the CCL, you may not export, reexport, or transfer (in-country) without a license any item subject to the EAR described in paragraphs (a)(1) through (4) of this section when you have "knowledge" at the time of export, reexport, or transfer (in-country) that the item is destined for a destination, end use, or type of end user described in paragraphs (a)(1) through (4) of this section, unless excluded by paragraph (a)(5) of this section. (3) Advanced computing items. ※ (i)以略

- (ii) ECCN 3E001 (for 3A090) "technology" when it meets all of the following:
- (A) The technology is developed by an entity headquartered in, or whose ultimate parent company is headquartered in, either Macau or a destination specified in Country Group D:5;
- (B) The "technology" is subject to the EAR pursuant to the foreign direct product rule in § 734.9(h)(1)(i)(B)(1) and (h)(2)(ii) of the EAR;
- (C) The "technology" is for reexport or transfer (in-country) <u>from or within a destination specified in Country Group D:1, D:4, D:5, excluding any destination also specified in Country Groups A:5 or A:6, to any destination worldwide; and</u>
- (D) The "technology" is for the "production" of commodities or software specified in ECCN 3A001.z, 3A090, 4A003.z, 4A004.z, 4A005.z, 4A090, 5A002.z, 5A004.z, or 5A992.z.

しかし仔細に見れば。**下線部<u>青(移動元)</u>と<u>赤(移動先)</u>だけが異なっている**ことに気づくでしょう。

	移動元	移動先
§ 742.6(a)(6)(ii)	澳門/D5 国	全世界(A5/A6 国を除く)
§ 744. 23 (a) (3)	D1/D4/D5 国 (A5/A6 国を除く)	全世界

この違いの意味するところは何でしょうか?

か?

それには、まずこれらの規制の目的を考えるところから始める必要があります。一体、なぜ米国は 懸念国から製造技術が送付・送信されるのを抑制したいのでしょうか? <u>2022.11.16 記事</u>でも述べ たようにそれは「**懸念国企業の企業がファウンドリに製造図面を送って製造委託すること」を抑え込 もうというもの**なのです。

2023.11.17版の § 742.6(a) (6) (ii) で移動元を「澳門/D5国」としているのはそのためです。移動 先がどこであっても、受託後は懸念地域に製品を送るのでしょうから、全世界対象で規制するのだろ うと見当がつきます。ただここで「A5/A6国は除く」としている意味はよくわかりません。A5/A6国 といえば、米国にとっての優等生国です。理由ははっきりしませんが「そういう国に送る分には問題 ない」という認識があるのですね。

一方、**§ 744. 23(a) (3)**では、澳門/D5 国以外に D1/D4 国(A5/A6 国を除く)からの移動も規制要件に入っています。D1/D4 国といえば、迂回経由地候補です。よってこれは「本命の澳門/D5 国からではないが、迂回路線での委託かもしれない」という趣旨の規制だとわかります。移動先が全世界(A5/A6 国を含む)となっているのは、D1/D4 国からの移動を視野に入れてのことでしょう。私の推測を言うと「A5/A6 国は、本命の澳門/D5 国からなら問題ない(多分きちんと対応してくれすだ)が、D1/D4 国からのものも気を付けてほしい」という意味での、補完的な措置ではないでしょうか?規定導入の時期から見ても、§ 742. 6(a) (6) (ii) は 2022 年 10 月、§ 744. 23(a) (3) は 2023 年 11 月という順序であり、後者が前者を補完するという意味で作られた可能性が高いように思われます。更に § 744. 23(a) (3) は「そのような案件であることを知っている/知りうる」ことを規制のトリガーにしています。キャッチオール規制に似て、ますます「補完的」な感じがして来ないでしょう

附録 本件に関する CISTEC 解説

EAR を勉強する際、私はいつも CISTEC の解説を頼りにしている (勿論、恩に着ています) のです が、本稿で取り上げたテーマについては、CISTECにも「筆の誤り」があるように思います。気にな った点を参考のため記します。

◎ 2023 年 11 月 17 日施行改正の要点

- 2 種類の先端コンピュ―ティング品目関連エンドユース規制新設
- (ii) 上記の拡大された先端コンピュ―ティング直接製品にあたる ECCN 3E001 (3A090 のためのもの) の技術の再輸出・国内移転は、一定の要件を満たす場合、いかなる仕向地 (ホワイト国含む) で あっても許可要

2.2. 先端コンピューティング直接製品規制 (§ 734.9(h))

以下の 2.2.1. 及び 2.2.2. の双方の要件が満たされる場合は、当該直接製品は EAR 対象になり、

2.2.1. 製品要件(§ 734.9(h)(1))

- (i) EAR 対象 (米国原産品目のみならず、デミニミス・ルール又は直接製品ルールの要件を満たす米 国外原産品目も含む) の上記 2.1.1(A) に記載のいずれかの ECCN 又は 4D090 の技術・ソフトウェ アから米国外で直接、製造された品目(貨物・ソフトウェア・技術)であって、かつ、当該品目が 以下のいずれかの ECCN に該当すること。
 - (1) ECCN 3A090, 3E001 (3A090 のためのもの), 4A090, 若しくは 4E001(4A090 のためのもの)、
 - (2) ECCN 3A001.z, 4A003.z, 4A004.z, 4A005.z, 5A002.z, 5A004.z, 若しくは 5A992.z. の 集積 回路(IC)、コンピューター、その電子組立品(アセンブリ)・部分品。
- ※ (ii)は「米国技術/ソフトの直接製品であるプラントから生まれた外国製品」の記述なので 外国製 3E001(for 3A090)の議論には関係ない。よって省略。

2.2.2. 仕向先・エンドユース要件(§ 734.9(h)(2)) ※(i)は省略して(ii)のみ引用

(ii) 上記の 2.2.1. (i) 又は (ii) の品目であって、かつ、「それが D:5 国 (中国、ロシア等を含 む) 又はマカオのいずれかに本社又は親会社がある企業・団体によって開発された技術であって、そ の技術がマスク、半導体のウェハー又は半導体のダイのためのものであること | を知り又は (知らな いが) 知りうる場合には、いかなる国・地域への再輸出・国内移転であっても、本要件を満たし、許 可要 (『CISTEC ジャーナル』2023.11 月号 14~16 頁)

ヨネミツ意見

- ・本稿でルル申し上げた通り、この規定が定めるのは「EAR 対象」かどうかだけです。「許可要否」は § 742.6(a)(6)(ii)と§ 744.23(a)(3)で定められるのです。
- ・全世界向け輸出が対象だぞ、ホワイト国も例外でないと強調していますが、対象となるのは懸念地 域企業が開発した技術に限られます。『ジャーナル』想定読者のみなさんが扱う可能性は相当に低い ことを作者はわかっているんでしょうか? (わかっていたら煽動的といえるでしょう)
 - まあ私は「**わかっていない」と思います。**理由は『ジャーナル』同号 22 頁の記述です:

これは、もともと米国の技術、機器等を使って出来た中国企業の技術が、世界の市場を侵食する ことの防止を目的としたものであると思われます。

そんなわけないでしょう? 中国半導体が世界を席巻することなんて、誰が心配しています? その反対に、中国が半導体を潤沢に入手できることを防ごうと、みんな躍起になっているのに。

1.1. (3) 先端コンピューティング品目関連エンドユース規制 (§ 744.23(a)(3))

- (ii) ECCN 3E001 (3A090 のためのもの) の技術の再輸出・国内移転が以下の (A)~(D) の要件の全 てを満たす場合、いかなる仕向地 (ホワイト国含む) であっても許可要。
- (米商務省 BIS からインフォームされた場合も許可要)
- (A) 当該技術が、本社又は親会社が D:5 国 (中国、ロシア等を含む)又はマカオに所在する企 業・団体によって開発された。
- (B) 当該技術が、先端コンピューティング直接製品規制 (下記 2.2) の下記 2.2.1.(i) の要件 (\$ 734.9(h)(1)(i)(B)(1)) 及び下記 2.2.2(ii) の要件(\$ 734.9(h)(2)(ii)) の双方を満たす 直接製品に該当する。
- (C) 当該技術が D:1 国 (中国、ロシア等を含む)、D:4 国又は D:5 国から再輸出又は国内移転さ れる。
- (D) 当該技術が ECCN 3A001. z, 3A090, 4A003. z, 4A004. z, 4A005. z, 4A090, 5A002. z, 5A004. z, 又 は 5A992.z のいずれかにあたる貨物又はソフトウェアの製造のために利用されることを は (知らないが)知りうる

(『CISTEC ジャーナル』 2023.11 月号 10~11 頁)

4.1. 規制理由が RS である先端コンピュ―ティング関連品目及び半導体製造装置関連品目の許可要 件(§ 742.6(a)(6))

(ii) 上記「1.1.(3) 先端コンピュ―ティング品目関連規制(\$ 744.23(a)(3))」の(ii) と同規定 (§ 742.6(a)(6)(ii))

(『CISTEC ジャーナル』2023. 11 月号 17~18 頁)

ヨネミツ意見

- もちろん「§742.6(a)(6)と§744.23(a)(3)が同規定」というのは間違い。
- ・もっといけないのは ₹734.9(h) (2) (ii) も加えた3規定の意味・違いに全く無関心ということです。 もし「§734.9(h)(2)(ii)該当の場合は仕向地問わず要許可」であるなら、§742.6(a)(6)と §744.23(a)(3)について、「いかなる仕向地(ホワイト国含む)であっても要許可だぞ!」などと感 動するのはおかしいでしょう?(この両規定がなくても全仕向地で要許可の筈なのですから)
- ・7/9 頁でも述べたように、両規定の導入時期は異なります。2022 年に § 742.6(a)(6)が制定されて 1 年経った後に \$ 744.23(a) (3) が加えられたのです。もし両者が同内容なら、なぜ \$ 744.23(a) (3) を わざわざ追加する必要があるのでしょう? ちょっと考えればわかることでしょう。
- ・そういうことだから、平気で「\$742.6(a)(6)と\$744.23(a)(3)が同規定」などと言えるのです。 漫然と条文を読んでいたのではないかと、私は疑っています。